

平成二十年五月二十七日受領  
答弁第四〇〇号

内閣衆質一六九第四〇〇号

平成二十年五月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員長妻昭君提出年金記録についての事務処理が遅滞していることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出年金記録についての事務処理が遅滞していることに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの件数と人数については、これを把握するためには、国民年金又は厚生年金保険の受給権者の年金の裁定を変更する処理（以下「裁定変更処理」という。）について申出が行われた理由を個々の事案ごとに調査する必要がある、そのための作業が膨大となることから、お答えすることは困難である。

三及び四について

お尋ねの平均処理期間、最短処理期間及び最長処理期間については、これを把握するためには、個々の事案ごとの処理期間を調査する必要がある、そのための作業が膨大となることから、お答えすることは困難であるが、社会保険庁としては、裁定変更処理について、原則として、社会保険事務所からの進達から三か月以内の処理を目指しているところである。

五について

社会保険庁としては、今後とも、本年三月十四日の年金記録問題に関する関係閣僚会議において決定し

た「年金記録問題についての今後の対応に関する工程表」に沿って、職員配置の見直し、派遣職員の増員及び社会保険オンラインシステムの機能強化により社会保険業務センターの体制強化を図っていくことと  
している。